

6 陳 情 第 1 8 号	令和 6 年経営力強化支援事業補助金の対象事業者の要件に関する 陳情
付 託 委 員 会	文化観光産業等特別委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	令和 6 年 1 1 月 1 3 日受理、令和 6 年 1 1 月 2 9 日付託
陳 情 者	新宿区西新宿————— 株式会社————— 代表取締役 —————

## ( 要 旨 )

令和 6 年経営力強化支援事業補助金の対象事業者の要件を再考（見直）して頂きたい。

- 1 バーチャルオフィス、シェアオフィス、レンタルオフィス、コワーキングスペース等は対象外の要件を再考（見直）してください。
- 2 自己所有不動産、不動産賃貸借契約書または定期建物賃貸借契約書による新宿区独自審査を撤廃してください。

## ( 理 由 )

- 1 バーチャルオフィス、シェアオフィス、レンタルオフィス、コワーキングスペース等であっても、本店の所在地が新宿区に登記されており、新宿区で実質的に事業を行っている本店が実在している中小企業も存在するため。
- 2 創業間もない中小企業はレンタルオフィスを利用することが多く、サービス利用契約を締結した個室事務所であり賃貸事務所と同様の形態であるため。

本補助金における対象事業者の要件は、中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条に規定する以下の中小企業者・個人事業主で、法人の場合、区内に本店（営業の本拠）があり、本店と本店登記が同一所在地 であること（バーチャルオフィス、シェアオフィス、レンタルオフィス、コワーキングスペース等は対象外。）としています。

新宿区産業振興課に問い合わせたところ、バーチャルオフィス、シェアオフィス、レンタルオフィス、コワーキングスペース等を対象外にした理由が「一般的にレンタルオフィス等は転居が容易にできるため」「前年度、シェアオフィスを利用し事業実態のない法人からの補助金申請が多発したため」とのこと。

自己所有不動産、不動産賃貸借契約書または定期建物賃貸借契約書の提出によって新宿区では独自に審査される為、レンタルオフィスでは申請自体が不可となっています。

弊社が使用しているレンタルオフィスはサービス利用契約を締結し、賃貸事務所と同様の形態（個室・机・椅子・電話・プリンターなど完備）で実質的に事業を行っています。

新宿区内に本店（営業の本拠）があり、本店と本店登記が同一所在地であることを証明する書類（証明書）等や、企業者の誓約書等を得て、事業実態を判断頂きたく、自己所有不動産、不動産賃貸借契約書または定期建物賃貸借契約書の提出が必要とされる新宿区独自の要件では、創業間もなくレンタルオフィスを利用する中小企業の経営力強化に繋がりません。また、不正の防御の為に、本来支援が必要な中小企業の経営力を強化する機会（支援）を失ってしまいます。

《参 考》東京都産業労働局 令和 6 年度創業助成事業募集要項の事例

助成対象者は、法人登記を行ってから 5 年未満の法人の代表者の方で、本店（士業法人の方は主たる事務所）の所在地が都内に登記されており、都内で実質的に事業を行っている本店（士業法人の方は主たる事務所）が実在していること。となっています。自己所有不動産、不動産賃貸借契約書または定期建物賃貸借契約書の提出を要件にしていません。弊社は令和 4 年 4 月創業時に創業助成事業（補助金）を受けており、実質的事業の証明に、事務所写真・サービス利用契約書を提出し審査頂きました。

弊社がレンタルオフィスのサービス利用契約を締結している会社から、契約期間等が記載された証明書を発行頂くことを了解頂き、事業実態の証明書として本補助金の申請時に提出できます。